管財人辞任

平成１０年（ミ）第４－７号
東京都中央区日本橋小舟町９番４号
更生会社　アサヒゴム株式会社
管財人　三浦　清志は平成22年４月１日辞任した。
平成22年４月１日
東京地方裁判所民事第８部

管財人辞任・選任

平成１５年（ミ）第５号
長崎県佐世保市ハウステンボス町１番地１
更生会社　ハウステンボス株式会社
１　管財人　竹内　大介は辞任した。
２　主文　管財人として
東京都渋谷区松濤１丁目７番26号
澤田　秀雄
を選任する。
平成22年３月31日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続開始

平成２２年（ミ）第７号
香川県高松市牟礼町大町2508番地
更生会社　カトキチ高松開発株式会社
代表者代表取締役　山本章太郎
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　カトキチ高松開発株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　進士　肇
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成22年５月19日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成22年８月２日から平成22年８月13日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成22年10月４日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年10月18日まで
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における保全管理命令

平成２２年（ミ）第８号
神奈川県高座郡寒川町倉見1818番地
開始前会社　藤沢電工株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区五番町５番地５ＫＤＸ五番町ビル２階　弁護士　長島　良成
平成22年４月１日
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２１年（ミ）第４号
東京都杉並区上井草３丁目12番12号
更生会社　株式会社オネスト
平成２１年（ミ）第５号
長崎県諫早市長野町171番地３
更生会社　株式会社インターリース
１　議決権行使の方法　書面による投票
２　投票期間　平成22年３月31日から平成22年５月19日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年５月12日
平成22年３月31日
東京地方裁判所民事第８部
平成２１年（ミ）第２１号
東京都港区港南１丁目６番31号
更生会社　アシストテクノロジーズジャパン株式会社
１　議決権行使の方法　書面投票による行使
２　投票期間　平成22年４月１日から平成22年５月22日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年４月30日
平成22年４月１日
東京地方裁判所民事第８部
平成２１年（ミ）第２２号
東京都港区港南１丁目６番31号
更生会社　アシストテクノロジーズジャパンホールディングス株式会社
１　議決権行使の方法　書面投票による行使
２　投票期間　平成22年４月１日から平成22年５月22日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年４月30日
平成22年４月１日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成１８年（再）第１４７号
千葉市中央区新宿２丁目５番１号
再生債務者　株式会社並木商会
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年４月１日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再）第９７号
東京都中央区東日本橋２丁目１番６号岩田屋ビル
再生債務者　株式会社イー・フォーカス
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年３月30日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再）第３１号
東京都渋谷区桜丘町15―14　フジビル40―３Ｆ
再生債務者　ＣＣＲＥ株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年３月30日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再）第７号
神戸市中央区御幸通２丁目２番14号
再生債務者　ヤシロ建設株式会社
主文　破産手続開始決定があるまでの間、すべての再生債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成22年３月31日
神戸地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２２年（再）第４３号
東京都府中市日新町１丁目２番６号
再生債務者　株式会社エイペックス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル631区　永島・鍵尾法律事務所　弁護士　永島　正春
平成22年３月29日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再）第４４号
東京都杉並区南荻窪４丁目10番12号
再生債務者　藤建コーポレーション株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区浜松町１－２－17ストークベル浜松町203　河野法律事務所　弁護士　河野慎一郎
平成22年３月29日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再）第４５号
東京都杉並区南荻窪４丁目10番12号
再生債務者　加藤　幸市
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区浜松町１－２－17ストークベル浜松町203　河野法律事務所　弁護士　河野慎一郎
平成22年３月29日
東京地方裁判所民事第20部